

審判員関係者対象の傷害保険について(お知らせ)

(公社)千葉県サッカー協会審判委員会では、審判活動を行っていただく皆様の、活動中におけるケガや熱中症などの方が一に備えた保険を契約することとしました。事故があった際には、下記の説明をご確認の上、担当者までご連絡ください。

保険適用がなされる活動例

- (公社)千葉県サッカー協会(以下『県協会』という)が主催(開催)する各種大会の試合の審判活動(県協会サイト「事業計画」のページで該当する大会をご確認ください。)
- 県協会審判委員会割当部から派遣依頼を受けた審判活動
- 県協会審判委員会インストラクター部から派遣依頼を受けたアセッサーおよびインストラクター活動
- 県協会が主催する審判資格新規取得および更新講習会参加
- 県協会審判委員会が開催する昇級試験および昇級予備試験参加
- 県協会審判委員会が開催する各種研修会での活動(実技・講義共。スタッフ含む)
- 県協会審判委員会の各種会議および活動参加
- 県協会審判委員会から依頼を受けた審判アテンド等の業務
- 県協会審判委員会より選出を受けた者が、県協会から出席依頼された各種会議参加

保険適用されない活動例

- × 県内各地域協会や、クラブが主催する各種大会や練習試合での、県協会審判委員会より派遣依頼を受けたものではない審判活動
- × 県内各地域協会が開催する審判資格新規取得および更新講習会参加

保険が適用される症例等

- 活動のための往復途上のけが・特定疾病
- 審判中のけが・特定疾病
- 上記のけが・特定疾病により入院した

(特定疾病・・・心筋梗塞等の急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症)

※宿泊を伴う活動については、特定疾病は補償の対象外となります。

次のような場合等は、保険が適用されません。

- × 本人の故意または重大な過失によるもの
- × 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるもの
- × 本人の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用によるもの
- × 本人が無資格運転中、または酒酔い運転中の事故
- × 他覚症状のない本人の感染症
- × 頸部症候群(むち打ち症)及び腰痛で自覚症状しかないもの
- × 本人の妊娠、出産または早産
- × 戦争その他の変乱、放射能汚染等
- × 行事開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性呼吸器疾患

※宿泊を伴う活動については、上記のほか地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故や、脳疾患・疾病または心神喪失に起因する事故等についても補償の対象外となります。

＜別表1・通常の活動の保険金額＞

補償種別		保険金額(最高)	
災害死亡補償	(傷害)	500万円	
	(疾病)	250万円	
後遺障害補償	(傷害)	500万円	
	(疾病)	250万円	
療養補償	入院日額	(傷害)	3,000円
		(疾病)	1,500円
	手術(傷害・疾病)		手術の種類により、各入院日額の10倍、20倍、40倍
	通院日額	(傷害)	2,000円
		(疾病)	1,000円

＜別表2・宿泊を伴う場合の保険金額＞

保障項目	保険金額(最高)
死亡・後遺障害	1,000万円
入院	5,000円
通院	3,000円
賠償責任 携行品損害 救援者費用 留守宅損害	補償しない

本件に関するお問い合わせ先: 審判委員会 総務部 保険担当 染田

☎ [090-3050-6571](tel:090-3050-6571)

E-mail spzg2dw9@tea.ocn.ne.jp